

福岡県国民保護計画の変更について

1 計画変更の経緯

都道府県の国民保護計画は、国民保護法及び国が定める「国民保護に関する基本指針」（以下「国指針」という。）に基づき作成する計画である。

今般、国指針の変更を踏まえ、以下のとおり福岡県国民保護計画（以下「計画」という。）の見直しを行った。

平成 26 年 10 月	国との協議
〃 11 月 14 日	閣議決定
〃 11 月 19 日	計画変更
〃 12 月	県議会に報告

2 計画の主な変更内容

(1) 武力攻撃原子力災害が発生した場合の措置

武力攻撃原子力災害が発生した場合における緊急時モニタリングの実施体制や運用方法、安定ヨウ素剤の配布・服用等に関する記述を追加

(2) 警報等の情報伝達手段の追加

非常時の国民への情報伝達手段として、緊急情報ネットワークシステム（E m - N e t）、全国瞬時警報システム（J - A L E R T）を追加

(3) 国民保護共同訓練の実施成果による見直し

- 大規模集客施設や旅客輸送関連施設等における住民の避難に当たり、市町村長は、施設管理者等と連携し、施設の特性や事態の推移に応じて、国民保護措置を円滑に実施できるよう救助・避難誘導等の必要な対策を行う旨の記述を追加
- 県の区域を越える住民の避難を行う場合、避難先の都道府県知事等が避難住民の輸送手段の確保を行うときは、原則として、知事は、避難先の都道府県知事等に対し、事務の委託を行う旨の記述を追加